

## NRIネットコム「モバイル会議システム」機器売買標準約款

NRIネットコム株式会社(以下「ネットコム」という)は、本約款に定める条件で、お客様にハードウェアを販売します。

### 第1条(定義)

1. 本約款において、以下各号に定める用語の定義は、以下各号に定めるところによります。
  - ①「対象製品」とは、販売の対象となるハードウェアをいいます。

### 第2条(目的)

1. 本約款は、対象製品販売の基本的な条件について定めることを目的とします。
2. 本約款は、ネットコムの標準的な対象製品の販売条件を定めるものであり、対象製品の供給元がネットコムに提供する販売条件と本約款が矛盾抵触する条件がある場合及び本約款に定め無き条件については、ネットコム・供給者間の料金の支払いに関する条件を除き対象製品の供給元の販売条件が優先して適用されるものとします。\*

### 第3条(納入)

1. ネットコムは、本注文書(または注文請書。以下「本契約」という。)に定める製品を、本契約に定める納入期日までに納入場所に納入するものとします。対象製品及び対象製品の販売に関するその他の条件は、本約款が添付又は関連付けされた(以下「添付」といふ)書面に定めるところによります。\*
2. お客様は対象製品の納入後、本契約に特段の定めがある場合を除き10日以内に瑕疵(対象製品の物理的損傷、部品の欠落、数量不足を言い、以下同様とします。)の有無の検査をおこなうものとします。
3. ネットコムはお客様への要請に基づき、善良なる管理者の注意を払って対象製品届付け、調整を行うものとします。この場合の費用はお客様が負担するものとし、お客様は、当該業務に支障が生じないようあらかじめ納入場所における対象製品の受入準備を完了するものとします。なおネットコムは、当該業務を自己の責任において供給者を含む第三者に再委託する場合があります。\*
4. 前項の業務を行うにあたり、お客様は、ネットコムが必要と認め要求した仕様書、図面、その他の資料をお客様の負担と責任においてネットコムに提供する必要があります。なお、お客様は当該資料等が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとし、ネットコムは当該資料等の記載事項の正確性、有用性などについて、一切責任を負わないものとします。\*
5. お客様は対象製品の届付け、調整が完了した後、速やかに検査を行うものとします。お客様は当該検査後は、ネットコムに対し追完その他の請求ができなものとします。検査期間は、本契約に特段の定めがある場合を除き、届付け、調整の完了日から10日間とします。
6. 2項及び5項の検査期間中に瑕疵の通知が無い場合は、納入期日または届付け、調整完了日を検査合格日とみなすものとし、検査期間中に検査以外の目的に対象製品を使用した場合は、当該使用を開始した日を検査合格日とみなします。

### 第4条(瑕疵)

1. 前条に定める検査の結果発見された瑕疵については、それがネットコムの責に帰すべき事由による場合は、お客様の請求により、ネットコムは納入または届付け、調整の完了後30日間無償でその修補にあたるものとします。ただし当該期間中に瑕疵が全て修補されることを保証するものではありません。
2. 前項の定めにかかわらず、通常の検査方法によって発見できない瑕疵が発見され、かつ検査合格の日から3ヶ月以内にお客様がこれを申し出たときは、ネットコムは当該瑕疵の修補の責に任じるものとします。ただし、次の各号のすべてに該当する場合に限るものとし、対象製品の自然消耗その他のネットコムの責に帰することのできない事由による場合は、ネットコムは責めを負わないものとします。\*
  - ①お客様が、当該瑕疵について、対象製品添付の製品保証書等を提示した上でネットコムに申し出たこと
  - ②前号のお客様の申し出の時点で、当該製品保証書等が効力を有しており、かつ当該瑕疵が当該製品保証書等に定める保証内容および保証条件の範囲内にあること
3. 前項の定めは、対象製品添付の保証書等の規定により、供給者を含む当該対象製品の製造メーカーが直接お客様に対して瑕疵の修補等の保証義務を負う場合は、適用されないものとします。\*
4. ネットコムの瑕疵担保責任は、本条に定めるところによるものとします。\*

### 第5条(販売代金)

1. 対象製品の販売代金(以下「販売代金」といふ)、請求及び支払方法は、本約款が添付された書面に定めるところとします。
2. お客様は、販売代金に賦課される消費税等相当額を負担するものとします。

### 第6条(所有権)

1. 対象製品の所有権は、供給者からネットコムへの移転を条件として、販売代金の支払完了時にお客様に移転するものとします。なお、ネットコム及び供給者は、プログラム・プロダクトに係る著作権等の権利を譲渡するものではありません。\*

### 第7条(危険負担)

1. 対象製品の納入のときまでに、対象製品に滅失、毀損を生じたときは、それがお客様の責に帰すべき事由による場合を除き、ネットコムがその損害を負担します。

### 第8条(プログラム・プロダクト)

1. プログラム・プロダクトに関する保証、使用条件およびその他取扱い等については、別途締結されるライセンス契約書または使用条件書等に定めるところによるものとします。\*

### 第9条(保守)

1. 対象製品の保守に関するサービスは有償のサポートサービス契約によって行われるものとします。\*

### 第10条(端末機器等の準備)

1. お客様が対象製品を使用するために必要な端末機器、周辺装置、その他のソフトウェア及び通信回線等は、お客様がその費用と責任においてこれを取得、設置、維持管理し又は第三者から使用許諾を得るものとします。

### 第11条(責任の制限)

1. ネットコムは、対象製品の使用の結果又は不使用の結果によりお客様又は第三者が蒙った損害(事業利益の損失、事業の中断、データの損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない)について責任を負いません。\*
2. お客様及びネットコムは、次の各号に掲げる事由又は当事者の支配を超えたその他の事由によりお客様、ネットコム又は第三者が蒙った損害(サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失又は損壊等の損害を含む)については、互いにその責を負わないものとします。
  - ①地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。
  - ②電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
  - ③法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害。
  - ④第三者の物理的又は電子的侵害行為(ソフトウェアウイルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含みます)による損害。
  - ⑤ネットコムの責によらないハードウェア及びソフトウェアの不具合による損害。
  - ⑥お客様による対象製品の操作ミス、又はお客様又はその指定する者が設置、維持管理するハードウェア及びソフトウェアの障害に起因する損害。
  - ⑦ネットコム以外の者が提供するハードウェア、ソフトウェア又はデータの誤謬に起因する損害、お客様のサービス又はネットワークの不具合に起因する損害。
  - ⑧ネットコムの予知できなかった設備、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度

の集中によるソフトウェアに関するシステムのダウンに起因する損害。

- ⑤本邦内外の電気通信事業者、インターネット接続プロバイダーの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。

### 第12条(機密保持)

1. お客様及びネットコムは、本約款に関し相手方に機密情報を開示する必要がある場合は、別途機密保持契約書を締結するものとします。

### 第13条(保証)

1. ネットコムは、対象製品の提供の時点において第三者の知的財産権侵害に基づく請求がなされていない事を保証し、万一、ネットコムの責に帰すべき事由により、お客様が本約款所定の条件の下で対象製品を使用することに対し第三者から知的財産権侵害を理由とする請求がなされた場合は、本約款所定の条件の下でネットコムの費用と責任においてこれを防御、解決し、お客様が負担した費用又は蒙った損害を賠償するものとします。(但し、次の各号の全てが充足されないときは、ネットコムはお客様が負担した費用又は蒙った損害に責任を負うものではありません。)\*
  - ①抗弁及び解決について全ての裁量をネットコムに与えること。
  - ②請求がなされた場合ただちに書面によりネットコムに通知するとともに、ネットコムが必要とする情報をネットコムに提供すること。
  - ③ネットコムによる解決及び抗弁のために合理的な範囲内でお客様が協力すること。
2. 前項に定める請求がなされた場合又はそのおそれがあると判断される場合、ネットコムは、以下各号に定める回避手段のうち実施可能なものを実施するものとします。\*
  - ①対象製品を本約款に従って引き続き使用する権利を取得する。
  - ②対象製品を知的財産権を侵害せず本約款に適合するものに変更する。
  - ③対象製品を本約款に適合し知的財産権を侵害しないものと交換するか又はお客様の要求に応じて対象製品の返品を実施し、受領済の販売代金より償却額を控除した販売代金残額をお客様に返金する。
3. 前項に定める第三者からの請求が次の各号の一に該当する場合には、ネットコムは本条に定める責任を負うものではありません。\*
  - ①お客様が対象製品を日本国外で使用した場合
  - ②お客様がネットコムに提供した資料・情報に起因する場合
  - ③お客様が行った対象製品の改変、対象製品とお客様のソフトウェアやハードウェアとの結合又は対象製品に組み入れたお客様のソフトウェアが提訴の対象となった場合で対象製品単独であれば侵害が生じなかった場合

### 第14条(損害賠償)

1. 本約款に別段の定めがある場合を除き、お客様とネットコムは、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、請求原因の如何にかかわらず、対象製品の販売代金の範囲内でその通常且つ直接の損害を賠償するものとします。\*

### 第15条(有効期間)

1. 本約款は、本約款締結の日よりお客様が対象製品の使用を終了するまで又は事由の如何にかかわらず本約款が終了するまで有効とします。\*

### 第16条(契約の解除)

1. お客様又はネットコムは、相手方がその責に帰すべき事由により本約款の条項のいずれかを履行しない場合は、相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通告をもって本約款を解除又は解約することができるものとします。
2. 本条により本約款が終了した場合でも、お客様又はネットコムは相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。\*
3. お客様は、ネットコムの責に帰すべき事由による本約款の終了の場合を除き、ネットコムに支払った販売代金につき返還を請求することはできません。\*

### 第17条(契約終了時の措置)

1. 本約款は、日本国内のみにおける対象製品の使用を目的として約定するものであり、お客様は対象製品の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部分として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをしてはならないものとします。\*
  - ①輸出すること。
  - ②海外へ持ち出すこと。
  - ③非居住者へ提供すること。
2. お客様が前項の各号に該当する取扱いをする場合、お客様は対象製品「外国為替及び外国貿易管理法」及びその他輸出関連法令を遵守し、経済産業大臣の輸出許可を取得するなどの必要な手続きをとるものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とします。ネットコムは、お客様が前項各号の取扱いをしたことにより生じる損害につき、いかなる保証も行うものではありません。\*

### 第18条(広告及び宣伝)

1. ネットコムは、お客様が対象製品を購入したことにつき、ネットコムのホームページ、対象製品のウェブサイト、その他カタログやパンフレット等の印刷物で公開することができるものとします。お客様の要望がある場合、ネットコムは速やかに公開を中止するものとしますが、既に印刷済みの印刷物についてはそのまま頒布することができるものとします。\*

### 第19条(その他一般条項)

1. 本約款は、お客様及びネットコムの、対象製品の販売に関する完全な合意であり、本約款の効力発生以前の、あるいは本約款と矛盾抵触する他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先します。本約款の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本約款のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。\*
2. 末尾に、“\*”マークが附されている各条項については、本約款の終了後も有効とします。\*
3. お客様及びネットコムは、本約款に基づく一切の権利及び義務を、相手方の事前の書面に同意がない限り、第三者に譲渡することはできないものとします。\*
4. お客様及びネットコムは、本約款について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。\*
5. 本約款に定めのない事項、又は本約款の解釈について疑義が生じた場合には、お客様・ネットコム双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。\*

### (附則)

2011年1月1日発効

2011年4月1日改訂

以上